

監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社中央テック
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市東灘区
許可番号	兵庫県知事（般-29）第117235号
許可を受けている建設業の種類	電

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月1日
根拠法令	建設業法第29条の2第1項
処分の内容	建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
処分の原因となった事実	当該建設業者の営業所の所在が確知できなかったため、その旨を令和3年1月22日付け兵庫県告示第71号で公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者からの申出はなかった。 このことは、建設業法第29条の2第1項の規定に該当する。

(教示)

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。